

## 綾瀬市地域包括支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の46及び同法第115条の47の規定により設置される地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）が行う事業について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、市内に居住する65歳以上の者及びその家族とする。

(事業の内容)

第3条 包括支援センターは、次の各号に定める事業（以下「事業」という。）を行うものとする。

- (1) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業
- (2) 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業
- (3) 法第115条の45第2項第1号に規定する総合相談・支援事業
- (4) 法第115条の45第2項第2号に規定する権利擁護事業
- (5) 法第115条の45第2項第3号に規定する包括的・継続的ケアマネジメント事業
- (6) 法第115条の45第2項第4号に規定する医療・介護連携事業
- (7) 法第115条の45第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業
- (8) 法第115条の45第2項第6号に規定する認知症施策推進事業

2 包括支援センターの職員は、担当者ごとに事業を専門的な立場で行うほか、必要に応じて担当者間での連携を図るものとする。

(事業の実施)

第4条 包括支援センターの事業は、市内を別に定める4つの圏域に分割し、各圏域で実施するものとする。

2 市長は、事業の円滑な実施を図るため、介護保険法施行規則第140条の67に規定される者に事業の実施を委託することができる。

3 前条第1項第3号及び第4号に規定する事業は、原則として24時間、対応するものとする。

(基幹型地域包括支援センター)

第5条 市長は、各圏域での事業が効果的かつ効率的に実施できるよう基幹型地域包括支援センター（以下「基幹包括」という。）を設置する。

2 基幹包括は、第3条に規定する事業を実施するほか介護予防事業及び包括支援センターの統括を行うものとする。

（利用料金）

第6条 包括支援センターの利用料金は、原則として無料とする。

（職員の配置等）

第7条 包括支援センターは、事業を実施するため、次の各号に規定する専門職種の職員を配置するものとする。

(1) 保健師

(2) 社会福祉士

(3) 主任介護支援専門員

2 前項に規定する専門職種の配置が困難な場合は、厚生労働省課長通知に規定する者を専門職種とみなして配置することができる。

3 包括支援センターの職員は、事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会の参加等あらゆる機会をとらえて、自己啓発に努めるものとする。

（報告）

第8条 法人は、第3条に規定する事業の実施状況及び経理関係等を別に定める書式により市長に報告するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、包括支援センターの事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（旧要綱の廃止）

2 綾瀬市在宅介護支援センター事業実施要綱（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。